

教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）実施要領

| | |
|------------|------------|
| 平成27年5月21日 | 初等中等教育局長裁定 |
| 平成28年10月4日 | 一部改正 |
| 平成29年8月1日 | 一部改正 |
| 平成30年8月16日 | 一部改正 |
| 平成31年4月1日 | 一部改正 |
| 令和2年3月10日 | 一部改正 |
| 令和2年3月16日 | 一部改正 |
| 令和2年3月24日 | 一部改正 |
| 令和2年7月3日 | 一部改正 |

（通則）

教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）交付要綱第21条の規定に基づき、教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

1. 事業の内容

教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）は、次の取組により実施する事業とする。

- ① 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備
（内容については、別紙1のとおり）
- ② 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援
（内容については、別紙2のとおり）
- ③ 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援
（内容については別紙3のとおり）
- ④ 認定こども園等への円滑な移行のための準備支援
（内容については別紙4のとおり）
- ⑤ 園務改善のためのICT化支援
（内容については別紙5のとおり）

2. 交付額の算定方法について

ア. ①～⑤（2. イ、ウ、エを除く。）に係る交付金の額については、交付対象経費の1/2以内とする。なお、交付基準額等については、別紙1～5のとおりとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

イ. ①の整備を幼稚園が行う場合、交付金の額については、交付対象経費の1/3以内とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ウ. ①のうち、新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品や備品の購入等及び新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要なかかり増し経費に係る交付金の額については、交付対象経費の

10/10とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

エ. ⑤に係る交付金の額については、交付対象経費の3/4以内とする。なお、交付基準額等については、別紙5のとおりとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3. 財産処分の制限等

都道府県及び学校法人等に対してこの交付金を財源の一部として補助金を交付する場合には、教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）交付要綱第18条の規定に準じて、財産処分の制限等に係る条件を附さなければならない。

4. 教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）交付要綱第11条の規定に基づき、事業の実施状況について報告を行う際には、交付要綱の様式7の提出と併せて、別紙様式7-2の事業実施状況報告書を作成し提出すること。

5. 教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）交付要綱第12条の規定に基づき、事業の実施状況について報告を行う際には、交付要綱の様式8の提出と併せて、別紙様式8-2の事業実績一覧表を作成し提出すること。

6. 留意事項

- ・上記の各取組間及び、③保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援については、厚生労働省所管の保育対策総合支援事業費補助金による支援事業と連携を図ること。
- ・その他交付金の取扱いに関して必要な事項については別に通知する。

附則（平成30年8月16日 30文科初第713号）

この要領は、平成30年8月16日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附則（令和2年3月10日 元文科初第1661号）

この要領は、令和2年3月10日から施行し、令和2年2月27日から適用する。

附則（令和2年3月16日 元文科初第1719号）

この要領は、令和2年3月16日から施行し、令和2年2月27日から適用する。

附則（令和2年3月24日 元文科初第1785号）

この要領は、令和2年3月24日から施行し、令和2年1月16日から適用する。

附則（令和2年7月3日 2文科初第488号）

この要領は、令和2年7月3日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

1 目的

幼児教育の質の向上のため環境の緊急整備を行うことにより、質の高い環境で、子供を安心して育てることができる体制を整備することを目的とする。

2 内容

(1) 内容

- ①遊具等環境整備施設における遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備
- ②新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品（子供用マスク、消毒液、空気清浄機等）や備品の購入等（令和元年度及び令和2年度に実施する分に限る）
- ③新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品（子供用マスク、消毒液、空気清浄機等）や備品の購入等及び新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要なかかり増し経費への対応（令和2年度に実施する分に限る）

(2) 実施主体
都道府県

(3) 事業者

- ①学校法人又は社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置する場合に限る）
- ②都道府県、市町村（特別区を含む）、幼稚園（幼稚園型認定こども園も含む）の設置者
- ③上記②と同様

3 交付基準額・負担割合

(1) 交付基準額

- ①遊具等環境整備 1施設当たり 2,000千円
- ②保健衛生用品の購入等 1施設当たり 500千円
(令和元年度交付額と令和2年度交付額の計)
- ③保健衛生用品等の購入等及びかかり増し経費
1施設当たり 500千円
(令和2年度交付額の計)

(2) 負担割合

- ①遊具等環境整備
 - ア 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園
国1/2、事業者1/2
 - イ 幼稚園

国1 / 3、事業者2 / 3

②保健衛生用品等の購入等

国10 / 10

③保健衛生用品等の購入等及びかかり増し経費

国10 / 10

4 対象経費

- ①遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の教育の質の向上に必要な設備整備に要する経費（短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品を除く）
- ②新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県や市町村が幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）へ配布する保健衛生用品等の一括購入等に要する経費及び幼稚園の設置者による感染防止用の備品等の購入に要する経費、並びに、幼稚園の消毒に必要な経費。
- ③上記②に加えて、幼稚園が新型コロナウイルス感染症対策の取組を徹底することに伴う業務量の増への対応に必要なかかり増し経費（人件費（ただし、預かり保育を実施したことにかかる経費に限る）、旅費、需用費、通信費、リース料、研修参加費等）

5 留意事項

- ・対象経費にかかる設備整備については、大規模な工事を伴わないものとする。
- ・「①遊具等環境整備施設における遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備」については、交付決定年度に幼稚園で、交付決定年度の翌年度から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園に移行する場合、国の負担割合を1 / 2以内として国庫補助の対象とすることができる。ただし、実施主体において、認定こども園への移行の確認等を適切に行うこと。